明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（財務・農林水産・経済産業五）　一
○中央卸売市場開設区域の指定解除に関する件（農林水産一一五九）　六
○中央卸売市場の開設に係る認可を失効する件（同一一六〇）
○中央卸売市場の開設に係る認可事項に変更があった件（同一一六一）
○都市計画に関する件
（関東地方整備局二二五、二二六）　七
○道路に関する件
（中部地方整備局九七～一〇四）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（四国地方整備局四九）　八
〔官庁報告〕
官庁事項
中央卸売市場整備計画の変更の公表について（農林水産省）　九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、企業年金基金変更関係　二〇
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告　二四

告示

○財務省
農林水産省
経済産業省告示第五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十五年三月農林水産省告示第三号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十五年四月十六日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

目次

第一章　対象事業及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　東日本大震災に関する事案（第三条―第八条）
第三章　災害等に係る事案（第九条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事業及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）

二　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口

ロ　平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に関する特別相談窓口

三　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口

ロ　円高等対策特別相談窓口

ハ　平成二十三年タイ洪水被害に関する特別相談窓口

ニ　エルピーダメモリ株式会社関連特別相談窓口

（実施期間）

第二条　法第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務として実施する期間については、平成二十五年五月二十日までとする。

第二章　東日本大震災に関する事案

（危機対応業務の対象となる者）

第三条　株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省農林水産省経済産業省令第二号。以下「省令」という。）第十条第一号に規定する危機対応業務の対象となる者のうち、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務の対象となる者は、次に定めるものとする。

一　東日本大震災により被害を受けた中小企業者等（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）

二　東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

三　東日本大震災により被害を受けた食品製造事業者等（法別表第一第十二号の中欄に掲げる者であって、中小企業者等を除いたものをいう。以下同じ。）

四　東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している食品製造事業者等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの